規制区域における許可制 手続のフロー（14条～21条）

土地売買等の契約を締結しようとする者（両当事者）

全ての土地取引が対象（14条Ⅰ）

許可申請（15条Ⅰ）

市町村長

意見があるときは意見を付して送付（15条Ⅱ）

政令市の場合はなし
H27.4.1～

都道府県知事（政令市長）

H27.4.1～

［許可基準］（16条Ⅰ）

（価格）
●規制区域指定時における地価で固定（物価修正は行う）

（利用目的）
●自己居住用
●規制区域内で既に事業を行っている者のその事業用
●収用適確事業用
●居住者の福祉又は利便のための施設用等
●土地利用に関する計画に適合
●公共・公益施設の整備の予定又は自然環境の保全上適当

土地利用審査会に意見聴取（16条Ⅱ）
（一定のものについて許可しようとする場合）

土地利用審査会

不許可（17条Ⅰ）

許可（17条Ⅰ）

処分は許可申請の日から6週間以内（17条Ⅱ）

申請をした者

許可を受けないでした契約は無効（14条Ⅲ）

買い取り請求（19条Ⅰ）

審査請求（20条Ⅰ）

都道府県知事（政令市長）

土地利用審査会

買い取り（19条Ⅱ）

裁決（20条Ⅱ）

・審査請求がされた日から2月以内に裁決
・裁決を行う場合は、公開による口頭審理等